

「新栄団地第5次」購入申込書

次のとおり分譲地購入の申込みをします。

確認内容	私は、「新栄団地第5次」の趣旨に賛同し、建築緑化協定に基づき調和のとれた住宅等を建築するとともに、美しい住宅景観の形成に参加致します。
------	---

1 申込区画番号		申込日 令和 年 月 日
2 氏名	ふりがな 氏名	印 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
3 生年月日	昭和・平成	年 月 日
4 住所	〒 -	
5 連絡先	自宅 Tel - -	携帯 - -
	E-mail @	
6 家族構成	合計 人 [大人 人、大学生等 人、高校生 人] [中学生 人、小学生 人、幼児 人]	
7 職業	会社員 自営業 公務員 団体職員 その他 ()	
	勤務先名称 []	
8 建築予定年	令和 年 月 頃	
9 アンケート ※該当するものに☑を お願いします。	■新栄団地第5次を何でお知りになりましたか？ <input type="checkbox"/> 新聞広告 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 親戚・友人等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	■新栄団地第5次を申し込まれた理由は？ (3つ) <input type="checkbox"/> 価格 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> 共通のルール(協定) <input type="checkbox"/> 自然 <input type="checkbox"/> 食 <input type="checkbox"/> 活気 <input type="checkbox"/> 子育て環境 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 利便性 <input type="checkbox"/> その他 ()	
10 手続き	1. 申込後 30 日以内に契約 (手付金(分譲価格の 20%)の入金) ※通常、手付金支払日が契約日となります。 ※30 日以内に手付金の支払いが行なわれない場合は予約解除となります。 2. 契約日から 60 日以内に残金の支払い ※60 日以内に残金の支払いが行なわれない場合は契約解除となり違約金が発生します。	

■お問合せ：東川町土地開発公社（東川町税務住民課内） 担当：高木
 Tel0166-82-2111 (111) Fax0166-82-3644
 E-mail : kousha@town.higashikawa.lg.jp